

本市中期実施計画（案）における子どもの権利に関する事業について

1 本市中期実施計画

(1) 名称

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」

(2) アクションプランの基本的な考え方等

本市のまちづくりの指針「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（計画期間平成 25 年度から 35 年度）の下、ビジョンを実現するための本市の行財政運営や予算編成の指針として策定するもので、計画期間は平成 27 年度から 31 年度となっている。
※パブリックコメントを終え、市民意見を反映させる最終調整中。

(3) 第 2 次子どもの権利推進計画との関係

いずれも、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とする計画であり、推進計画上の主な事業はアクションプランにおいても取り組むものとされている。
今後、関連事業については、条例に基づく取組状況報告の対象とする。

2 子どもの権利推進の観点からみたアクションプラン掲載の主な事業

事業名	アクションプラン 掲載ページ
(仮称) 子ども貧困対策計画策定	P 3 1
子どもの学びの環境づくり	P 3 1
児童相談体制の強化	P 3 2
子ども安心ネットワーク強化事業 ー189（いちはやく）対応ー	P 3 2
児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	P 3 2
スクールカウンセラー配置事業	P 3 3
札幌緑小学校区多世代交流施設整備事業	P 3 8

3 参考資料

アクションプラン案（抜粋）（資料 1 - 2）